



## 投票に行こう

選挙期間中、高浜市内の投票所へ行けない方は、不在者投票制度を利用してください。

**不在者投票制度**  
仕事や旅行などで選挙期間中、高浜市以外の市町村に滞在している方は、一定の手続きを行なうことで、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。また、指定病院などに入院などしている方は、病院長などに申し出て、その施設内で不在者投票ができます。

身体に一定以上の障害がある人（別表参照）は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けると自宅など自分のいる場所で投票することがあります。

※投票用紙を直接投票箱に入れることはできないので、不在者投票用紙を封筒・外封筒に入れ提出することが必要となります。

◆高浜市以外の市区町村で投票する場合  
①高浜市の選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。  
※書留の郵便などが受け取れる滞在地（あて先）が必要となります。

## 投票に行こう

政治への参加方法である選挙は投票してこそ意味を持ちます。投票にはいろいろな方法があるので、上手に使う投票してください。

問合せ先  
高浜市選挙管理委員会  
☎52-1111（内線366）

### 平成19年中に執行予定の選挙

選挙名	任期満了	投票日	告示日（公示日）	期日前・不在者投票
愛知県議会議員一般選挙	4月29日(日)	4月8日(日)	3月30日(金)	3月31日(土)～4月7日(土)
高浜市議会議員一般選挙	4月29日(日)	4月22日(日)	4月15日(日)	4月16日(月)～4月21日(土)
参議院議員通常選挙	7月28日(土)	未定	未定	16日間

大切な一票をムダにしないよう、投票に行きましょう

選挙は選挙期日（投票日）に投票所において投票することが原則となっています。

#### ◆投票時間

午前7時から午後8時まで。

#### ◆投票場所

市内11か所の投票所

#### ◆投票所入場券

有権者に対して投票日前に配られますので、持参すれば便利です。ただし、持参しなくても投票はできますので、届いていない旨を、投票所で申し出てください。

#### ◆投票所への立ち入り

選挙人と一緒の小さな子どもや補助者・介護者なども投票所に入ることができません。

#### ◆代理投票と点字投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票所で申し出ると投票管理者が定めた補助者2人のうち、一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示通りかどうか確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙や、点字器が用意してあり、点字での投票もできるよつになつていきますので、お申し出ください。

投票日に投票所へ行けない方は

投票日に用事があつて投票所へ行けない方は、次の制度をご利用ください。

#### ◆期日前投票制度

投票日前でも、投票日と同じく投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

ただし、高浜市の選挙人名簿に登録された、対象の選挙に投票できる権利を持った人であることが条件です。また、投票日には20歳になるが、投票しようとする日は19歳の方は、投票方法が変わりますので、申し出てください。入場券がなくても投票はできますが、届いていない旨を期日前投票所で申し出てください。

#### ◆投票対象者

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭の用務など一定の事由に該当すると見込まれる方。投票の際に宣誓書に列挙されている一定の事由の中から自分が該当するものを選択します。

#### ◆投票期間

選挙期日の公示または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

#### ◆期日前投票所の場所

高浜市役所地下教養室に設置さ

②郵便で交付された投票用紙などを持参し、滞在先の市区町村の最寄りの選挙管理委員会に出向き、指示に従い投票します。投票できる時間は、平日の午前8時30分から午後5時ですが、最寄りの選挙管理委員会に問い合わせください。

#### ◆指定病院などで投票する場合

①病院長などに申し出て、投票用紙などを病院長などから高浜市選挙管理委員会に請求します。

②投票は、病院長などの管理する場所で行ないます。

#### ◆郵便などで投票する場合

①高浜市選挙管理委員会から、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。

②選挙のたびに、高浜市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。

③投票用紙はかならず書留の郵便などで発送されます。また、投票済みの投票用紙および封筒は

### 【別表】郵便等による不在者投票の対象者

交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類		
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障害		—
介護保険	介護状態区分	
要介護者	要介護5	

### 郵便等投票証明書の有効期間

郵便等による不在者投票の対象者	有効期間	
身体障害または戦傷病にかかる対象者	交付の日から	7年
要介護者	交付の日から	被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

### 郵便等による不在者投票における代理記載制度対象者（上記の対象者うち）

交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類		
上肢もしくは視覚	1級	特別項症から第2項症まで

れます。

#### ◆投票時間

午前8時30分から午後8時まで

#### ◆手順

①宣誓書に必要な事項を記入します。  
②投票用紙の交付を受けます。  
③記載台で投票用紙に候補者の氏名などを記載し、それを直接投票箱に入れます。（投票用紙を封筒に入れたり、封筒に署名する必要はありません）

## 平成19年4月29日任期満了に伴う高浜市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会の開催について

平成19年3月22日(木) 午前10時より市役所で開催します。立候補書類など提出書類、選挙運動の注意事項などの説明を行ないます。

かならず郵便などで送付することとなります。

### 外国へ転出される方は

仕事や留学で海外に住んでいる人が外国にいなから国政選挙（愛知県・高浜市の選挙は不可）に投票できる在外選挙制度をご利用ください。

#### ◆在外選挙制度利用の手続

日本国内の最終住所地で転出届を提出し、海外で住んでいる地域を管轄する日本国大使館・総領事館などで、在外選挙人名簿への登録申請をする。

#### ◆登録資格

年齢満20歳以上の日本国籍をもちの方で、海外に3か月以上お住まいの方

#### ◆投票の方法

①在外選挙人が在外公館等投票記載場所へ行って投票する在外公館投票

②選挙ごとに、在外選挙人が登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙などの交付請求を行ない、入手後の同用紙に記載のうえ、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する郵便等投票

③一時帰国などにより、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用する日本国内における投票